

令和 6 年 4 月 1 日

学校いじめ防止基本方針

帝塚山学院泉ヶ丘中学校高等学校

はじめに

本校は、「いじめ防止対策推進」第 13 条に基づき、「学校いじめ防止基本方針」を定める。

本基本方針には、いじめ予防のための取組、早期発見のための取組、いじめ事案への対処のあり方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修等を定める。いじめ行為は、ひととして許されない行いである。本校は、さまざまな取り組みを通して、いじめは許されないという理念が学校全体に浸透することをめざす。

ただし、いじめ行為は許されないものではあるものの、学校生活において生徒どうしの人間関係にいつかの問題が生じないというような状況は実際には実現困難である。また、そうした問題状況が、ある意味においては、生徒たちの成長にとって必要な経験であることも看過できない。学校生活において、生徒はさまざまに人間関係を築き、さまざまな関係のあり方を学ぶ。そこでは、順調に良好な関係が築かれ、維持されることもあるが、中学生、高校生の間関係においては、齟齬や対立を生じることも多い。それは生徒たちにとっては辛い経験ではある。しかし、良好な人間関係の構築という課題は、あらゆるひとに共通する課題である。学校教育において、生徒たちは、良好な人間関係を構築するすべを身につけるために、さまざまな経験を積まなければならない。そのように考えると、他者との齟齬や対立も、成長期の生徒たちにとって、ほんらい必要な経験であると言える。

ひとは失敗を通してしか学べないことも多い。本校は、人間関係の齟齬や対立も、積極的な学びの機会として捉える視点を失わないように留意し、あらゆる機会に、すべての生徒たちが成長するための教育指導を展開することをめざす。これは、いじめ行為を許容するという意味ではない。いじめ行為が発生した場合には、加害生徒には必要な注意、指導、あるいは懲戒処分を行う。ただし、それらの指導を通して、加害生徒も真の反省を得て、人間関係への理解を深め、成長することをめざすという意味である。

平成 26 年 4 月 制定

平成 31 年 4 月 改定

令和 6 年 4 月 改定

1. いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」第 2 条に示された定義に基づく。ただし、本校では、被害者は自分が被害者であることを認めたがらなかったり、意思表示が苦手であったりすることがしばしばあることに鑑み、被害者が心身の苦痛を訴えていない場合であっても客観的に他人

に精神的苦痛を与えうる行為があった場合、「いじめ」と認定することがある。

なお、「いじめの防止等のための基本的な方針」(文部科学省)に挙げられている具体的ないじめの態様としては、以下のようなものがある。

- ア 冷やかし、からかい、悪口、脅し文句、嫌なことを言われる
- イ 仲間はずれ、集団により無視される
- ウ ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- エ 金品をたかられる。
- オ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- カ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをさせられたり、されたりする
- キ パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

2. いじめ防止のための組織

(1) 名称 いじめ防止対策会議

(2) 構成員 副校長または教頭、中学校部長または高校部長、生徒指導部長または生徒指導副部長(必要に応じて、当該学年主任、当該担任教諭、養護教諭、スクールカウンセラー等を含むことができる。)

(3) 役割

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定に関すること
- イ いじめ予防のための取組に関すること
- ウ いじめ早期発見のための取組に関すること
- エ いじめ事案への対処に関すること
(個々の事案への具体的な対処は、生徒指導部と学年とで行う。)
- オ 教職員の資質向上のための研修に関すること
- カ いじめ防止に関する取組全般についての検証に関すること

3. いじめ防止のための取組

(1) 基本的な考え方

いじめ防止のために、以下の三種類の取組を行う。

- ア いじめを予防するための取組
- イ いじめを早期に発見するための取組
- ウ いじめに迅速に対応するための取組

また、起きてしまったいじめ事案を反省し、「ア いじめを予防するための取組」に反映させる。

(2) 予防のための取組

- ア 人権尊重の理念を学校、学級で浸透させるために、人権教育を推進する。
- イ 日ごろの授業、学級運営において、すべての生徒を大切にし、お互いに相手を尊重し

合う関係性の構築に努める。

ウ 教育相談室の利用について周知する。

(3) 早期発見のための取組

ア 相談窓口の周知。担任、学年主任、生徒指導部等、どこにでも相談できること、電話でも相談できること、また目撃情報も積極的に提供してほしいことを生徒、保護者に周知する。

イ アンケート調査の実施。

ウ いじめ通報アプリ「stop it」の活用。

(4) いじめ事案への対処

ア いじめの疑いがある事案については、「第一発見者」となった教員（目撃、相談を問わず、最初に関わることになった教員）が、即時に学年主任、または生徒指導部に報告し、初動から組織的に対応する。

イ いじめの疑いがある事案については、被害生徒、加害生徒の双方から丁寧に事情聴取りし、事実関係を精査する。事情聴取りは、当該学年担任団が生徒指導部と連携しつつ行う。

ウ いじめの事実が確認された場合、被害生徒を支援するとともに、再発防止に努める。

エ 学年主任と生徒指導部は、つねに情報を共有し、連携して事案に対処する。

オ 学年主任または生徒指導部は、状況を担当管理職に報告する。

カ 担当管理職は、「いじめ防止対策会議」を開催し、状況および対応方針を確認する。

キ いじめの疑いのある事案については、調査結果を、被害生徒、加害生徒双方の保護者に報告する。

(5) 教育相談体制

ア 教育相談室を設置し、その利用方法について生徒、保護者に周知する。

イ 教育相談室と教員のあいだで、必要な情報を共有する。

ウ 必要に応じてケーススタディ会議を開催する。

(6) 生徒指導体制

ア 生徒指導部は、いじめの疑いがある事案について報告を受けた場合、当該学年担任団と連携し、事情聴取り、指導方法、被害生徒の保護方法等について、具体的方針を示す。

イ 生徒指導部は、状況を担当管理職に報告する。（学年主任から担当管理職に報告がある場合はその限りではない。）

ウ 生徒指導部は、必要に応じて加害生徒の指導方針を決定する。

エ 生徒指導部は、生徒指導部内で、いじめに関する研修を行う。

(7) 校内研修

- ア 全教員を対象とした、いじめに関する研修を年1回以上実施する。
- イ いじめ防止対策会議を中心に、いじめ防止に関する最新の情報を全教員で共有するように努める。

【参考】 年間指導計画

4月	相談窓口周知、STANDBY講習会、ケータイ・スマホ安全教室、生活合宿
5月	生活合宿、学校適応アンケート、生徒面談
6月	人権教育映画観賞会、人権教育 L.H.R. (中学校)
7月	保護者面談
10月	高1人権映画鑑賞会
11月	人権教育映画観賞会、人権教育 L.H.R. (中学校) いごこちのよいクラスをつくるためのアンケート
12月	保護者面談
	(時期不定) 教育相談ケーススタディ会議、教員対象研修会